

# 住宅用家屋証明申請書

年 月 日

三豊市長 山下 昭史 殿

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

(特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外)

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

(特定認定長期優良住宅)

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

(認定低炭素住宅)

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋、平成 年 月 日 (ハ) 新築  
令和 がこの規定に該当  
(ニ) 取得 ( 売買・競落 )  
するものである旨の証明を申請する。

家屋の所在地 香川県三豊市 町 字 番地  
(家屋番号 番 )

申請者の居住 (1) 入居済 (2) 入居予定  
床面積 1階 m<sup>2</sup> 2階 m<sup>2</sup>  
構造 造 葺 階建

申請者 住所

氏名

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
  - (特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外)
    - (a) 新築されたもの
    - (b) 建築後使用されたことのないもの
  - (特定認定長期優良住宅)
    - (c) 新築されたもの
    - (d) 建築後使用されたことのないもの
  - (認定低炭素住宅)
    - (e) 新築されたもの
    - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
  - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家で宅地建物取引業者から取得したもの
  - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋、<sup>平成</sup><sub>令和</sub>

年 月 日

(ハ) 新築

がこの規定に該当

(ニ) 取得 ( 売買・競落 )

するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

香川県三豊市長 山下 昭史

<記載についての注意事項>

1. (イ) 又は (ロ) のうち該当するものを○印で囲み、(イ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) から (f) のうち該当するものを○印で囲み、(ロ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) 又は (b) のうち該当するものを○印で囲むこと。
2. (ハ) 又は (ニ) のうち該当するものを○印で囲み、(ニ) を○印で囲んだ場合は、さらに売買又は競落のうち該当するものを○印で囲むこと。
3. 「申請者の居住」は (1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。

# 住宅用家屋証明申請書

令和 ○年 ○月 ○日

三豊市長 山下 昭史 殿

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
  - (特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外)
    - (a) 新築されたもの
    - (b) 建築後使用されたことのないもの
  - (特定認定長期優良住宅)
    - (c) 新築されたもの
    - (d) 建築後使用されたことのないもの
  - (認定低炭素住宅)
    - (e) 新築されたもの
    - (f) 新築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
  - (a) 第42条の2の2に規定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
  - (b) (a) 以外

の規定に基づき、上記の家屋、平成 ○年 ○月 ○日 (ハ) 新築  
令和 (ニ) 取得 ( 売買・競落 )  
するものである旨の証明を申請する。

家屋の所在地 香川県三豊市 高瀬町 下勝間字 加茂 2373 番地 1  
(家屋番号 2373 番 1 )

申請者の居住 (1) 入居済 (2) 入居予定  
床面積 1階 100.00 m<sup>2</sup> 2階 50.00 m<sup>2</sup>  
構造 木造 瓦葺 2階建

申請者の住所 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1

氏名 三豊 太郎

# 住宅用家屋証明申請書

令和 ○年 ○月 ○日

三豊市長 山下 昭史 殿

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
  - (特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外)
    - (a) 新築されたもの
    - (b) 建築後使用されたことのないもの
  - (特定認定長期優良住宅)
    - (c) 新築されたもの
    - (d) 建築後使用されたことのないもの
  - (認定低炭素住宅)
    - (e) 新築されたもの
    - (f) 新築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
  - (a) 第42条の2の2に規定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
  - (b) (a) 以外

の規定に基づき、上記の家屋、平成 ○年 ○月 ○日 (ハ) 新築  
令和 (ニ) 取得 ( 売買・競落 )  
するものである旨の証明を申請する。

家屋の所在地 香川県三豊市 高瀬町 下勝間字 加茂 2373 番地 1  
(家屋番号 2373 番 1 )

申請者の居住 (1) 入居済 (2) 入居予定  
床 面 積 1階 100.00 m<sup>2</sup> 2階 50.00 m<sup>2</sup>  
構 造 木造 瓦葺 2階建

申請者の住所 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1

氏名 三豊 太郎

上記代理人 住所 香川県三豊市高瀬町下勝間2347番地1

氏名 司法書士 三豊 花子

司法書士会発行の会員証又は補助者証の提示が必要です。